

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和 に関する条例の見直しについて（概要）

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> 「災害の防止」の観点を追加する。
地域住民等の定義の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の境界から概ね 300m 以内に居住する者をはじめ、居住する者が属する町内会及び隣接する町内会の代表者や構成員のほか、自然災害が発生した場合にその影響を受ける者などを定義に追加する。
禁止区域の強化と追加	<ul style="list-style-type: none"> 禁止区域の指定を「することができる」から「する」に改め強制力を強化する。 規則において環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「萩の里自然公園とウヨロ川周辺」を追加する。
抑制区域の新設と指定	<ul style="list-style-type: none"> 事業の自粛を要請する区域として抑制区域を新たに設ける。 災害防止の観点から「津波災害警戒区域」、「高潮浸水想定区域」を指定、並びに自然環境等の保全から「森林法第 5 条第 1 項の地域森林計画において定められた森林の区域」及び「水源の水質に影響を与える恐れのある範囲」を指定する。
手続きの厳格化	<ul style="list-style-type: none"> 規則において事前協議や説明会、設置許可等に対する手続きの厳格化を図る。
近隣住民等への説明	<ul style="list-style-type: none"> 地域との共生を求めるため、「事業計画概要の公表（インターネット等）」や「欠席者に対しても意見を聴取し誠実な回答を求めること」、「不適切な方法により行われた説明会は無効とし再実施を命じることができること」等を追記する。
設置許可と基準	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電事業の設置を許可制とし、許可基準を追記する。 環境保護、景観、反射光、騒音、防災等に対する適切な措置のほか、近隣住民等への説明等が誠実に行われていること等を許可基準として規定する。
廃止等費用の確保と保証金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理等に要する費用を適切に確保するための保証金額と質権の設定、町の代執行、公表等を規定する。
情報開示及び許可の取消し	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容・工事進捗等の開示と許可取消しによる氏名又は名称公表等を規定する
国等の特例	<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体が政策的に実施する再生可能エネルギー事業を新条例の適用から除外する。
附則	<ul style="list-style-type: none"> 新条例の施行日は令和 8 年 5 月 1 日とする。※公布日は 3 月下旬を予定 現在、事前協議を開始している事業者については旧条例の規定を適用する。 既に発電設備を設置している事業者及び事前協議を開始している事業者に対して新条例の規定を遵守するよう協力を求める。 新旧条例に問わず、発電事業を実施する事業者全てにおいて新条例における行政指導等（指導、助言及び勧告、措置命令、公表等）の規定を適用させる。